

12.6 公害防止対策助成制度

12.6.1 企業の公害防止投資支援措置

政府は、企業の公害対策は原因者負担原則（PPP）を基本としつつ、汚染削減や排出抑制を促すために、公害防止施設の設置に必要な公的な長期低利資金の提供、税制上の優遇措置及び技術指導と技術開発などの支援策を講じてきた。

(1) 資金支援および技術支援

まず、長期低利資金の提供と技術支援専門機関として環境事業団（旧公害防止事業団）が設置され、公害を発生する中小企業の工場を移転するための施設や緩衝緑地などの未然公害防止施設の建設譲渡事業と産業公害防止施設設置資金の融資事業を実施している。また、企業の事業資金や設備投資資金を融資してきた他の公的機関にも公害防止施設設置資金融資制度が創設された。

一方、地方公共団体も地域の中小企業の公害防止設備資金を提供するため、民間金融機関に信用を補完する仕組みなどによる融資制度を創設した。これは公害対策の規制を担当する地方公共団体の役割と噛み合ってその成果は大きかった。

これらの資金は、民間金融機関の設備投資資金と比較して、償還期間が長期で金利も1～2%程度低い有利な条件となっている。

(2) 公害防止対策費用に対する税制上の優遇措置

企業の公害対策費用の経営面での負担を軽減して対策を進めさせるために、国税、地方税において公害防止施設や施設設置に必要な土地などの減税や免税などの優遇措置が設けられた。

(イ) 国税

- ①公害防止関係特定設備等の特別償却制度 ②再生資源利用促進準備金の非課税
- ③公害防止施設の耐用年数の短縮措置 ④特定の資産の買い替えの場合の課税の特例

(ロ) 地方税

- ①固定資産税の免税 ②特別土地保有税の非課税 ③事業所税の特例

また、工場が密に集積した地域から郊外に移転する場合の優遇税制も措置された。

12.6.2 助成措置の効果

日本の企業は自己資金率が低く、非生産的な公害への防止投資をすることは非常に厳しい状況にあり、また、民間金融機関も非生産設備投資でリスクのある公害防止設備資金融資には消極的であった。

公的資金は、リスクの多い公害防止設備に加えて低公害や未然公害防止の機能を持つ生産設備までを融資対象にして企業の投資意欲を喚起する構造となっていた。民間金融機関はその成果をみて積極的に対応するようになり、結果的には企業の公害防止総投資額の60～70%を民間資金が占めた。

これらのことから、公害対策の助成措置が果たした役割と効果としては、

- (1) リスクの多い公害防止設備資金に、民間資金を誘導する効果があった。

- (2) 企業の生産設備の近代化や合理化に対する意欲と公害防止を合わせて実施することで対策意欲を喚起した。また、規制とリンクして適切な公害防止技術指導と情報の提供がなされた。

図 12.6.1 は公害防止投資と公的資金の推移を示したものである。

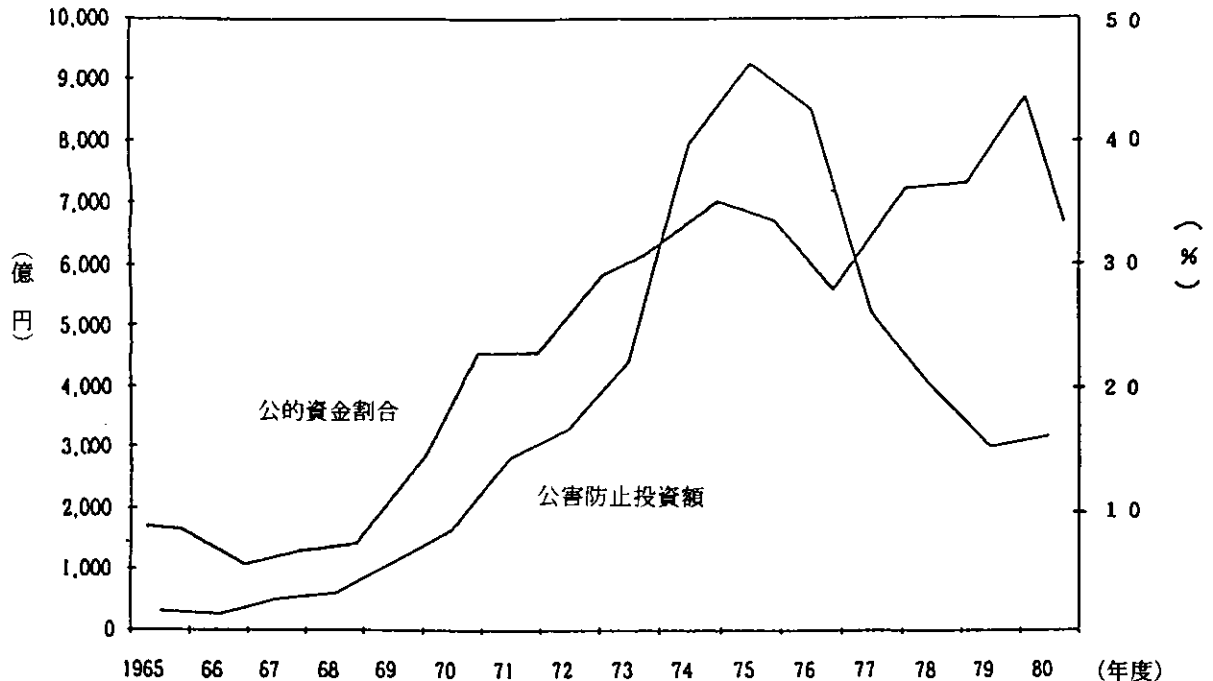


図 12.6.1 公害防止投資と公的資金の推移

また、公害防止施設投資は、その施設装置を受注した産業においては需要の増加となる。すなわち公害防止投資は実質国民総生産を減少させる要因と実質国民総生産を増加させる要因を合わせて持っていることも大切な要素である。

これらの経験から、開発途上国の環境協力における助成制度を考えるならば、

- ① 民間資金を誘導するような仕組みが欠かせない。日本の場合は、公的資金のほとんどを財政投融資資金からまかなっている。他の国に見られない資金であり、開発途上国は必要資金を民間に頼るしかない。
- ② 我が国が所有する公害防止技術を提供するとともに、公害防止投資による実質国民総生産の減少を低減するためにも環境産業を育成するための支援が欠かせない。

例えば、ツーステップローン方式の環境協力に、信用補完制度を導入することも一案である。技術指導と審査、情報提供及び信用保証機能を有する公害対策専門機関を設置し、この機関の信用保証をもとに民間金融機関が融資する仕組みである。図 12.6.2 に信用保証機能を主体とする公害対策協力に関して示す。

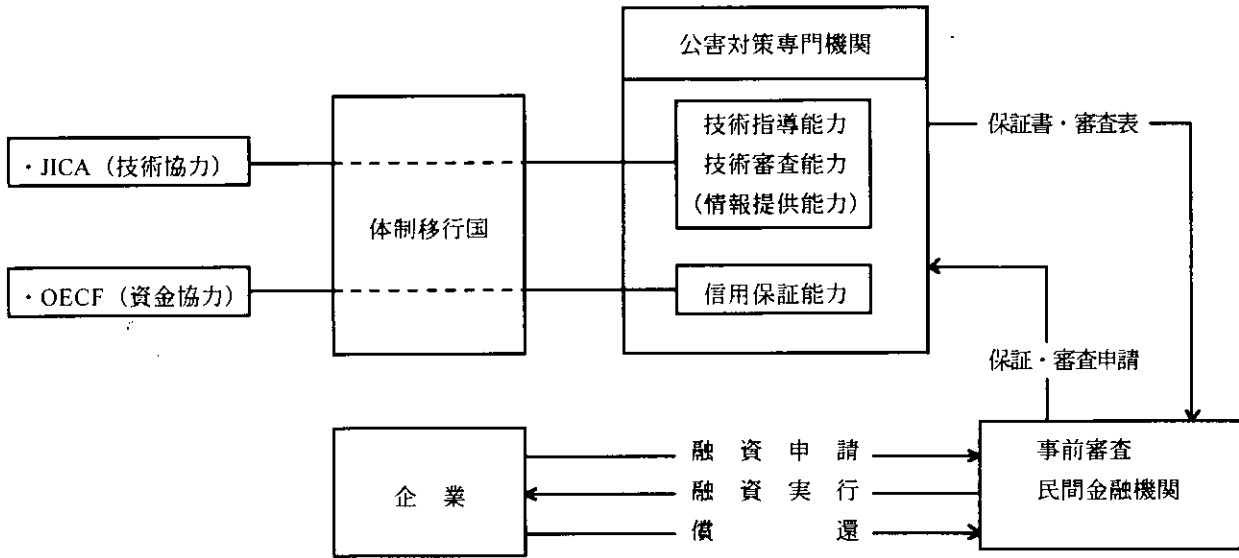


図 12.6.2 信用保証機能を主体とする公害対策協力